

議案第 17 号

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。